

夏季手当3.0箇月分申入れる！

国労本部は5月12日、2023年度夏季手当の支払いに関する申し入れ（国労闘申第12号）を行った。

新型コロナウイルスが危険な感染症であることに何の変わりもない中、感染症法上の位置付けが、季節性インフルエンザと同等の「5類」に移行したことに伴い、医療機関に対する支援の大幅削減、患者の負担増の両面で大きな問題を抱えることとなっている。

ロシアによる軍事侵攻は、世界経済へ多大な影響を及ぼし、原油高の影響から生活必需品の値上げや燃料費高騰など、新型コロナウイルスで疲弊し切った日本経済への影響は一層深刻な事態となっている。

総務省が発表した今年4月の全国消費者物価指数は、前年同月比3.2%の上昇となっている。また、厚生労働省が5月9日に発表した3月の毎月勤労統計調査（速報値）によると、現金給与総額（名目賃金）に物価の変動を反映させた実質賃金は前年同月比2.9%減となっており、名目賃金は増加したものの物価の高騰に追い付かず、12か月連続マイナスとなっており、長引くコロナ禍での消費の低迷と度重なる物価の上昇が終わりの見えない状況となっている。

貨物会社の2022年度の決算は、景気低迷と自然災害の影響を大きく受ける下、四半期毎の下方修正を繰り返した結果、連結△43億円、単体△63億円の経常赤字となった。日本経済はコロナ禍や世界情勢からの原油高を受け厳しい状況であることは、事業計画策定当初より織り込み済みであり、今年の年明けにはコロナの終息と、物流における経済の復活を想定していたが、業績改善の見通しは立っていないのが現状であることから、事業計画数値設定と大きく乖離している現状を見通せなかったと言わざるを得ない。

相次ぐ物価高騰で社員の生活は塗炭の苦しみを強いられている今こそ、国労要求の3.0箇月分の満額獲得で少しでも生活改善に繋げなければならない。そのためにも全職場から、機関・旅客の仲間との連携を図り、創意工夫した闘いを最大限取り組もう！

要求に確信をもち 獲得に向け全力を挙げよう！！



夏季手当要求

- ① 支払いは、2023年6月1日現在の基準内賃金の3.0箇月分とすること。
- ② 支払日は、2023年6月30日までとすること。
- ③ 期間率、成績率の支払い条件について大幅に改善すること。
- ④ 支払いにあたっては公平・公正に行い、社員間・組合間差別は絶対に行わないこと。
- ⑤ 調査期間内に55歳に達した者、また、55歳以上の社員については、55歳到達時の基準内賃金の100%を算定基礎額とすること。
- ⑥ 契約社員及び臨時社員についても、社員と同様の取り扱いとすること。

